

資料

# 龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画

## 概要

# 龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

## 改定の目的

新型コロナウイルス感染症の経験から明らかとなった課題や新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）等の法改正等も踏まえ、平時からの備えの充実を図り、新型インフルエンザのみならず、新型コロナウイルスなども含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、本計画を改定する。

## 市行動計画改定経緯

- ・平成25年に政府行動計画を、平成26年に県行動計画、市行動計画を策定。
- ・令和元年以降の新型コロナ対応の経験や課題から、国は令和6年7月に、県は令和7年3月に行動計画をそれぞれ改定し、国、県の行動計画の考え方と整合性を持つ必要があるため、市行動計画を全面改定。

## 市行動計画に掲載すべき事項（特措法に記載）

- ・新型インフルエンザ等対策の次の主たる目的を達成するための具体的な取組を定めている。  
「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」  
「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」

### 1 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

### 2 次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

### 3 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

### 4 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

### 5 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

# 市行動計画改定のポイント

## 1) 計画改定の基本的な考え方

- ・新型コロナの経験や課題を踏まえた改定
- ・特措法に基づき、国及び県の行動計画と整合を図る

## 2) 平時の準備の充実

- ・訓練や人材育成を含めた体制整備
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えた情報提供・共有体制の整備
- ・接種体制の構築など

## 3) 対策項目の拡充

- ・対策項目を6項目から7項目に拡充
- ・各対策項目を3つの段階(準備期、初動期、対応期)で記載

## 4) 幅広い感染症を対象とする対策

- ・新型インフルエンザ・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭とした対策

改定前：6項目

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤医療
- ⑥市民生活及び経済活動の安定の確保

改定後：7項目

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保

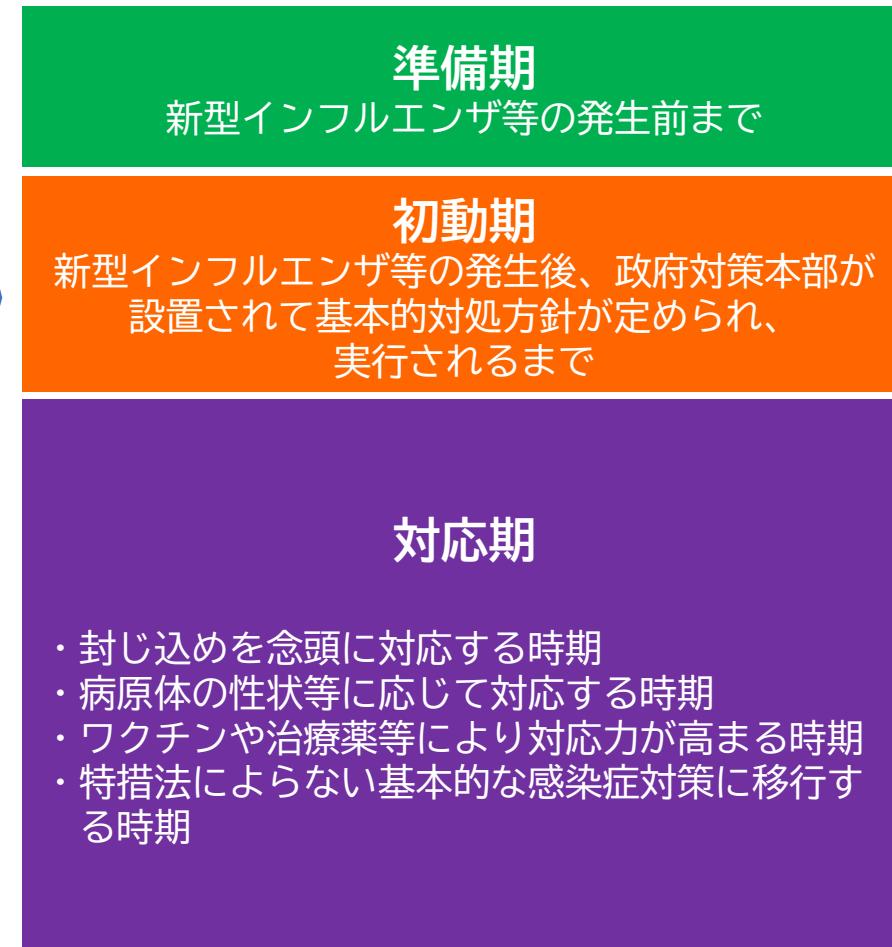
# 新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階の考え方

## 旧政府行動計画の発生段階 (国：5、県・市：6)



## 改定後政府行動計画の発生段階 (3段階)

※改定前後で一対一の関係にはないことに留意



以上を踏まえ市行動計画も3段階で整理する方針

# 市行動計画の各対策項目の主な考え方

対策項目		主な考え方	主な対策内容
1	実施体制	有事における全庁対応体制を構築できるよう、各部門の担当や役割等を確認する。また、各部門と調整しながら業務継続計画を改定する。国等とも緊密に連携し、迅速な情報収集に努める。平時から訓練を実施し、感染拡大防止に対する実効的な対策を講じる体制を構築する。	体制整備、関係機関との連携、訓練の実施など
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染症危機において市民が適切な情報に基づいて行動できるように、平時から感染症に対する意識と理解を高めるような情報提供を行うとともに、双向のコミュニケーションを通じたリスクコミュニケーション体制の整備を実施する。	双向のコミュニケーションを活用した市民への情報提供、偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発など
3	まん延防止	市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するため、まん延防止対策により感染拡大を可能な限り抑制する。 また、感染状況の変化に応じて柔軟に対策を切り替え、市民の自由と権利への制約は最小限に留める。	基本的な感染対策の普及、市内でのまん延防止対策の準備や実施など
4	ワクチン	ワクチン接種により、感染や発症・重症化を防ぐことで、市民の生命及び健康を保護する。平時から医療機関や事業者、関係団体等とも連携を深め、具体的な接種体制を構築する。	関係機関との連携や接種体制の構築、接種の実施など
5	保健	市民の生命及び健康を保護するため、適切な情報提供や生活支援等の優先的に取り組むべき業務を整理し、有事には、感染症対策の実施を担う保健所と連携を図り、市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。	感染状況の情報共有、健康観察及び生活支援など
6	物資	新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要の増加が見込まれる。このため、平時から事業者と連携し、感染症対策物資の備蓄、補充・確保に努める。	必要な備蓄品の確認、備蓄状況の把握、備蓄品の補充・確保など
7	市民生活及び地域経済の安定の確保	有事に生じ得る市民生活及び社会経済活動への影響を踏まえ、事業継続等のために、平時から事業者や市民等に必要な準備を行うよう促す。	マスクなどの衛生用品や生活必需品等の備蓄の啓発、感染防止策や事業継続又は自粛等の周知、要支援者への支援、事業所等への支援など